沖縄県中頭郡読谷村字喜名外部原	一九一七番	田	
沖縄県中頭郡読谷村字喜名外部原	二〇五六番	山林	
沖縄県中頭郡読谷村字喜名外部原	二〇七七番	山林	
沖縄県中頭郡読谷村字座喜味尾頓川	二八七九番	田	
沖縄県中頭郡読谷村字伊良皆仲地原	八九五番	畑	
沖縄県中頭郡読谷村字伊良皆東原	一六〇〇番	雑種地	
沖縄県中頭郡読谷村字長田与名田原	二二一番	畑	
沖縄県中頭郡読谷村字長田与名田原	二三一番	山林	
沖縄県中頭郡読谷村字長田石嶺原	四三四番	田	
沖縄県中頭郡読谷村字長田石嶺原	四七九番	田	
沖縄県中頭郡読谷村字長田石嶺原	五二七番	山林	
沖縄県中頭郡読谷村字長田石嶺原	五四七番	田	
沖縄県中頭郡読谷村字長田石嶺原	五五九番	田	
沖縄県中頭郡読谷村字長田石嶺原	五六九番	田	

三　縦覧場所
沖縄県中頭郡読谷村字喜名二二〇七番地一
喜名公民館
四　縦覧期間
平成二十四年五月二日から同月十六日まで
五　土地所有者及び関係人等の意見提出
土地収用法第四十三条（土地収用法第四十七条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定により、土地所有者及び関係人は右縦覧期間内に、損失の補償の決定によって権利を害されるおそれのある者は収用委員会の審理が終わるまでは、沖縄県収用委員会（郵便番号九〇〇―八五七〇　沖縄県那覇市泉崎一丁目二番二号）に意見書を提出することができる。
平成二十四年五月二日
防衛大臣　田中　直紀

キャンプ・マクトリアスの一部土地に関する裁決の申請等に関する公告

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第十四条の規定により適用される土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下単に「土地収用法」という。）第四十二条第一項及び土地収用法第四十七条の四第一項の規定により、沖縄県収用委員会から裁決申請書及びその添付書類並びに明渡裁決の申立てに係る書類の写しが送付されたので、土地収用法第四十二条第二項（土地収用法第四十七条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公告するとともに、当該書類の写しを縦覧に供する。

一　裁決の申請等があった旨について
沖縄防衛局長から沖縄県収用委員会に対して、土地収用法第三十九条第一項の規定による裁決の申請及び土地収用法第四十七条の二第三項の規定による明渡裁決の申立てがあった。

二　使用しようとする土地及び明渡裁決の申立てに係る土地の所在、地番及び地目

所在	地番	地目
沖縄県うるま市字西原ブリク原	七五〇番一	畑
沖縄県うるま市字西原ブリク原	七五〇番三	公衆用道路
沖縄県うるま市字西原ブリク原	七五九番一	畑
沖縄県うるま市字西原ブリク原	七五九番三	公衆用道路

三　縦覧場所
沖縄県うるま市天願七六番地　天願公民館
四　縦覧期間
平成二十四年五月二日から同月十六日まで
五　土地所有者及び関係人等の意見提出
土地収用法第四十三条（土地収用法第四十七条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定により、土地所有者及び関係人は右縦覧期間内に、損失の補償の決定によって権利を害されるおそれのある者は収用委員会の審理が終わるまでは、沖縄県収用委員会（郵便番号九〇〇―八五七〇　沖縄県那覇市泉崎一丁目二番二号）に意見書を提出することができる。
平成二十四年五月二日
防衛大臣　田中　直紀

キャンプ・シールズの一部土地に関する裁決の申請等に関する公告

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第十四条の規定により適用される土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下単に「土地収用法」という。）第四十二条第一項及び土地収用法第四十七条の四第一項の規定により、沖縄県収用委員会から裁決申請書及びその添付書類並びに明渡裁決の申立てに係る書類の写しが送付されたので、土地収用法第四十二条第二項（土地収用法第四十七条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公告するとともに、当該書類の写しを縦覧に供する。

一　裁決の申請等があった旨について
沖縄防衛局長から沖縄県収用委員会に対して、土地収用法第三十九条第一項の規定による裁決の申請及び土地収用法第四十七条の二第三項の規定による明渡裁決の申立てがあった。

二　使用しようとする土地及び明渡裁決の申立てに係る土地の所在、地番及び地目

所在	地番	地目
沖縄県沖縄市字知花平田原	二六四七番一	畑
沖縄県沖縄市字知花平田原	二六六二番	畑
沖縄県沖縄市字知花平田原	二八〇六番	墓地

三　縦覧場所
沖縄県沖縄市上地四丁目二三番二号　中の町公民館
四　縦覧期間
平成二十四年五月二日から同月十六日まで
五　土地所有者及び関係人等の意見提出
土地収用法第四十三条（土地収用法第四十七条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定により、土地所有者及び関係人は右縦覧期間内に、損失の補償の決定によって権利を害されるおそれのある者は収用委員会の審理が終わるまでは、沖縄県収用委員会（郵便番号九〇〇―八五七〇　沖縄県那覇市泉崎一丁目二番二号）に意見書を提出することができる。
平成二十四年五月二日
防衛大臣　田中　直紀

トリイ通信施設の一部土地に関する裁決の申請等に関する公告

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第十四条の規定により適用される土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下単に「土地収用法」という。）第四十二条第一項及び土地収用法第四十七条の四第一項の規定により、沖縄県収用委員会から裁決申請書及びその添付書類並びに明渡裁決の申立てに係る書類の写しが送付されたので、土地収用法第四十二条第二項（土地収用法第四十七条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公告するとともに、当該書類の写しを縦覧に供する。

一　裁決の申請等があった旨について
沖縄防衛局長から沖縄県収用委員会に対して、土地収用法第三十九条第一項の規定による裁決の申請及び土地収用法第四十七条の二第三項の規定による明渡裁決の申立てがあった。

二　使用しようとする土地及び明渡裁決の申立てに係る土地の所在、地番及び地目

所在	地番	地目
沖縄県中頭郡読谷村字楚辺字東	六四番	ため池
沖縄県中頭郡読谷村字楚辺字西	二四八番	ため池
沖縄県中頭郡読谷村字楚辺字西	二七六番	ため池
沖縄県中頭郡読谷村字楚辺西前原	五一六番	雑種地
沖縄県中頭郡読谷村字楚辺東前原	五九八番	雑種地
沖縄県中頭郡読谷村字楚辺後原	一二三八番	宅地
沖縄県中頭郡読谷村字渡具知喜野部原	三一二番	畑